平成２４年（フ）第１４２号
横浜市緑区北八朔町2194番地　市営北八朔住宅５棟203号
債務者　川來美智子
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１８号
北海道旭川市東光７条１丁目２番11号
債務者　浦松　裕治
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０号
北海道旭川市８条通８丁目41番地の35　ウィンザー８・８―305号室
債務者　高橋　敏幸
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続廃止決定の取消決定確定・財産状況報告集会等の決定

次の破産事件について、当庁が平成23年11月４日午後１時にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間の各決定を、以下のとおりとする。
破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第７１３号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台２丁目１番地４宝積寺ハイツＭ―102、前住所栃木県塩谷郡高根沢町宝石台５丁目１番地９
債務者　林　　孝夫
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続廃止決定を取り消す。
（決定確定日　平成23年12月26日）
３　破産管財人　弁護士　大川　容子
４　破産債権の届出期間　平成24年２月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月23日午後２時
宇都宮地方裁判所第１民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１０５号
京都市北区西賀茂北川上町99番地２、開始決定時の住所京都市北区西賀茂大道口町57番地の３
破産者　土明　秀年
１　破産債権の届出期間　平成24年２月24日まで
２　一般調査期日　平成24年３月13日午前10時30分
平成24年２月２日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６０６２号
大阪市阿倍野区旭町１丁目２番７
破産者　株式会社アイディ
１　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
２　一般調査期日　平成24年４月23日午後３時30分
平成24年２月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０９号
兵庫県川西市加茂１丁目５番11号、前住所大阪府豊能郡能勢町平通101番地の605
破産者　林　　政明
１　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
２　一般調査期日　平成24年４月12日午前10時40分
平成24年２月１日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５７号
広島県安芸郡熊野町貴船１番18号
破産者　西　　銀一
１　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
２　一般調査期日　平成24年３月21日午後３時45分
平成24年２月２日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６９６号
大阪府茨木市中河原町16番８号の３
破産者　高瀬　敏男
１　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
２　一般調査期日　平成24年４月20日午後３時
平成24年２月２日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第４０８号
愛知県豊田市大沼町越田和52番地　教職員住宅202号
破産者　松原　輝明
１　期日　平成24年３月19日午後２時10分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月２日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
滋賀県東近江市御園町568番地２、前住所滋賀県彦根市山之脇町28―１　シャトル弐番館205
破産者　佐藤　一也
１　期日　平成24年２月27日午前11時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月１日　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４１号
長野県駒ヶ根市赤穂13188番地９、開始時の住所長野県駒ヶ根市中沢5037番地１
破産者　亡堀内利男相続財産
１　期日　平成24年３月21日午前11時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月１日　長野地方裁判所伊那支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第９４号
山口市小郡下郷494番地７
破産者　山田　時子
異議申述期間　平成24年３月９日まで
平成24年２月２日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋830番地　町営石原団地16号室
破産者　内村　信男
異議申述期間　平成24年３月29日まで
平成24年２月２日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２９号
宮崎県西都市大字三宅4508番地３
破産者　松本　俊紀
異議申述期間　平成24年３月29日まで
平成24年２月２日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６１号
愛媛県今治市中浜町２丁目２番地16
破産者　株式会社日吉屋商店
異議申述期間　平成24年３月30日まで
平成24年２月２日　松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第６２号
愛媛県今治市中浜町２丁目１番地の14
破産者　青野　　享
異議申述期間　平成24年３月30日まで
平成24年２月２日　松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第５１号
愛媛県今治市美保町１丁目１番16号
破産者　豊島　和子
異議申述期間　平成24年３月30日まで
平成24年２月２日　松山地方裁判所今治支部

免責許可決定

平成２４年（ラ）第１１号（原決定千葉地方裁判所佐倉支部平成２３年（フ）第２４７号）
千葉県佐倉市南ユーカリが丘２番地１　823号
抗告人（破産者）　伊藤　　恵
主文　原決定を取り消す。
抗告人（破産者）について免責を許可する。
平成24年１月12日
東京高等裁判所第19民事部